1/1

慶應義塾大学試験問題用紙（日吉）

試験時間	50分	分

平成19年 1月26日（金）3時限施行		学部 学科 年 組	採点欄※
担当者名	磯部 哲	学籍番号	
科目名	行政法	氏名	

次の[A群][B群]から、指示に従いそれぞれの問いに答えなさい。

[A群] 下記①・②のうち、1つを選んで、答えなさい。

① A市長は、万一、同市内で公害病患者が死亡した場合には、見舞金50万円を支払うことにしたいと考えている。このためには条例を制定しておかなければならないか。

② 行政行為の公定力とは何か。「取消訴訟の排他的管轄」の語を用いて説明せよ。

④

[B群] 下記③～⑤のうち、1つを選んで、答えなさい。 不服

③ Xは、質屋営業の許可が撤回されるに際して聴聞を行う旨の通知を受け取ったが、通知書には聴聞の場所に関する記載が欠落していた。通知書にはA公安委員会との署名押印があったので、Xは指定どおりの期日にA公安委員会のある施設に出向いたものの、正確な場所がわからず、そのまま帰宅してしまった。A公安委員会は、本人欠席として聴聞を終了し、営業許可の撤回処分を行ってしまった。Xが後から電話してみると、「子供の使いじゃないのだから、受付で問い合わせるなり、それなりの対応をとることは可能でであったのではないか」と聞き直られ困惑している。この場合Xは、どのような訴訟を提起し、いかなる主張をして救済を求めればよいか。

④ Aは、厚生労働大臣に対し、原爆症認定の請求を行ったが、次のような対応があったとする。(a)大臣が、多忙を理由に相当の期間が経過しているにもかかわらず、請求に返事をしていない。(b) 大臣が、Aの症状は原爆に起因するものではないとして原爆症の認定請求を却下する処分を下した。
以上のそれぞれの場合について、Aが提起しうる訴訟について説明せよ。

⑤ 墓地埋葬法13条は、墓地等の管理者が埋葬等の求めを受けたときは、「正当の理由」がなければこれを拒んではならないと規定し、同法21条は違反者に対する罰則も規定している。13条の「正当の理由」について、かつては、埋葬の被葬者が他の宗教団体の信者であることのみを理由として拒否しても差し支えない旨の通達があったが、その後新興宗教が台頭し、その信者との間で混乱が生じたので、なかなる理由による拒否は認められないという内容の通達が出されることとなった。この通達に不服がある寺院Xは、いかなる訴訟を提起して救済を求めればよいか。

違法確認訴訟

・いかなる訴訟の提起
→通達に対する

行政庁の安定性・信頼性を担保